

# が ます

申告期間は  
**2月16日(水)~3月15日(火)**です

所得税・住民税申告の時期が近づいてきました。申告した内容は、住民税(市・道民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介護保険料・各種手当を計算する上での基礎資料となるものです。  
税金の仕組みを知って忘れずに申告しましょう。

## 税務署による確定申告出張相談

対象 税務署から申告書またははがきが送付されている方、給与・年金収入や一時所得・住宅借入金控除(住宅ローン控除)のある方  
日時 2月2日(水)~4日(金) (午前の部) 10:00~11:30 (午後の部) 13:00~16:00  
場所 花川北コミセン

お願い

- ◎事業・不動産所得、土地・株などの譲渡所得のある方の申告については受け付けできませんので、直接、札幌北税務署で申告してください。
- ◎札幌北税務署では日曜日の2月20日・27日も申告受付を行います。
- ◎確定申告期間中は札幌北税務署の駐車場や周辺の道路が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください。

## 市役所における住民税申告

相談時間 (午前の部) 10:00~11:30(市役所1階ロビーは9:15~) (午後の部) 13:00~16:00

受付日	場所	受付する収入の種類	受付できない収入の種類 ※税務署での申告となります
2月2日(水)~4日(金)	花川北コミセン(花川北3-2)	給与・年金収入 一時所得のみ	・源泉徴収票の交付を受けていない方 ・営業や請負などの事業収入のある方 ・不動産収入のある方 ・報酬のある方 ・土地、株などの譲渡所得のある方
2月7日(月)	八幡コミセン(八幡2-332)		
2月8日(火)~9日(水)	花川南コミセン(花川南6-5)		
2月10日(木)	弁天会館(本町9-1)		
2月16日(水)~3月15日(火)(土日除く)	市役所1階ロビー		

ご注意ください!

- ◎2月2日(水)~10日(木)は、市役所1階ロビーでは受け付けできません。
- ◎厚田区・浜益区内の申告受付は厚田支所・浜益支所で行います。
- ◎平成22年度住民税(市・道民税)申告を行った方には市から案内はがきを送付していますが、確定申告をされた方にはお送りしていません。なお、案内はがきがなくても、申告会場で申告を受け付けることができます。
- ◎会場は大変混雑が予想されますので、時間にゆとりを持ってお越しください。

## 確定申告書を自分で作成される方は……

- ◎札幌北税務署へ郵送または持参してください。  
〒001-0031 札幌市北区北31西7-3-1
- ◎市役所1階15番窓口へ税務署へ引き継ぐための箱を用意していますので、ご利用ください。

国税庁   
<http://www.e-tax.nta.go.jp>  
をご覧ください!



国税電子申告・納税システム  
イータックス  
**e-Tax**  
をご利用ください

「e-Tax」とは、所得税などの国税をインターネットで申告・納税できるシステムです。「e-Tax」を利用すると、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19~21年分の確定申告で適用を受けた方は除く)。

**利用方法** 電子証明書等の取得や開始届出書の提出、電子証明書等の登録などの手続きが必要。

## 問合せ・ご相談

- ◎申告や住民税の課税について  
税務課市民税担当 ☎72-3119  
✉zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎確定申告全般・所得税の還付について  
札幌北税務署 ☎011-707-5111  
〒札幌市北区北31西7
- ◎国民健康保険税について  
国民健康保険課 国保賦課担当  
☎72-3123  
✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎後期高齢者医療保険料について  
国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当  
☎72-3125 ✉kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎障害者控除認定書・介護保険料について  
高齢者支援課 ☎72-6121 ✉koureisayas@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎障害者手帳等について  
障がい支援課 ☎72-3194 ✉syougais@city.ishikari.hokkaido.jp
- ◎国民年金保険料の控除証明書、公的年金等の源泉徴収票等について  
日本年金機構 札幌北年金事務所  
☎011-717-4115 〒札幌市北区北24西6



# 申告の準備はお早めに!

# 所得税・住民税の申告の始まり

## 【平成22年分からの改正点】

所得税の寄附金控除・政党等寄附金特別控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられました。

※個人住民税の寄附金控除の適用下限額(5,000円)は変更ありません

## 【平成23年分以降の改正点】

- 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除(所得税38万円、住民税33万円)が廃止されます。
  - 特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の方に係る扶養控除の上乗せ部分が廃止(所得税63万円→38万円、住民税45万円→33万円)されます。
- ※上記の改正は、所得税については平成23年分から、住民税については平成24年度分から適用されます

## 申告が必要な方

- ◆**年末調整をしていない**  
年の途中で退職し、その後勤めていない方。  
年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。
- ◆**医療費を自分自身や家族のために支払った**  
平成22年1月1日～12月31日に支払った医療費から生命保険などの入院費給付金や高額療養費などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合、医療費控除が受けられます。  
※税金を計算する上での所得控除ですので、支払った医療費が戻ってくるわけではありません
- ◆**家を新築、購入、増改築した**  
平成22年中に入居した方で、一定の要件に該当する場合について、借入金等の年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除します。
- ◆**生命保険等の満期返戻金などがあった**  
受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料等の金額を差し引いた金額が50万円を超える場合は申告が必要です。
- ◆**自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があった**  
確定申告が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告しなければなりません。  
※家内労働の特例(受け取った報酬から必要経費として限度額65万円を認める)もあります
- ◆**非課税収入(障害年金、遺族年金、労災保険、失業保険など)のみで生活している**  
石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方などは、住民税(市・道民税)申告が必要です。

## 申告に必要なもの

印鑑(認め印で可。スタンプ印は不可)、源泉徴収票の原本のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用・個人年金用)
地震(損害)保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書 ・各種健康保険の任意継続保険料の領収書等 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳 ・認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(人・病院ごとの医療費の合計金額を計算しておいてください。入院給付金などは支払った医療費から差し引かれますので、その金額も記入してください) ※申告会場は混雑が予想されますので、必ずご家庭で計算してください
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書、税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除証明書」 ※当該控除を受けるのが2年目以降の方に限ります ※初めて当該控除を受ける方は札幌北税務署か花川北コミセン(2月2日～4日)にて申告してください
還付金が発生する方	・申告者本人名義の振込先の分かるもの(預金通帳など)